

令和3年度

まちづくり懇談会実施結果報告書

(陽光地区)

宇都宮市総合政策部広報広聴課

**令和3年度 第9回
まちづくり懇談会《陽光地区》実施結果報告書**

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会《陽光地区》における発言の要旨をまとめたものです。

- 1 開催日時 令和4年3月30日（水）※書面開催
- 2 開催場所 陽光地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 6人（市出席者除く）
- 4 市出席者 市長，南市民活動センター所長，広報広聴課長
- 5 書面開催
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 回答書 手渡し
 - (3) 地域代表挨拶
 - (4) 地域との意見交換

6 地域からの意見

(1) 地域代表意見

No.	テ ー マ	所 管 課
1	陽光地域コミュニティセンター内テニスコートの用途変更について	みんなでまちづくり課
2	陽光小学校に南門を設けることにより震災や防災に対する陽光地域コミュニティセンターの有効活用ができる（避難所開設で知る陽光小学校緊急連絡通路）	学校管理課 危機管理課 河川課

(2) 自由討議

No.	要 望	所 管 課
1	「地域で支え合うまちづくりのための拠点整備について」	高齢福祉課 みんなでまちづくり課
2	野良猫，野良犬の対策について	生活衛生課

■地域代表意見 1

テーマ	陽光地域コミュニティセンター内テニスコートの用途変更について
-----	--------------------------------

地域のコミュニティセンターは本来、地域住民の多様なニーズに応えられる場所として対応していかねばなりません。特に、災害時には防災避難所としても大変重要な場所になっており、一度に多くの避難者を受け入れることも考慮しておかねばなりません。

陽光地域コミュニティセンターには現在、テニスコートが併設されています。これは昭和 62 年に地域の要請を受けて整備されたとのことでしたが、それから 34 年もの月日が流れ、世の中の状況もずいぶん様変わりし、「多様性」を求める時代になってきました。人々の趣味・嗜好もいろいろで、みんなが思い思いの生活の中で、どうやって地域が共生していくかを考えていかねばならないと思います。テニスコートの利用も例外でなく、現在、地区体育協会の専門部にも所属していないサークルであり、陽光地区以外の方々中心の利用となっています。遠方からの利用者も多く駐車場が車で一杯となり一般の利用者が不便を感じることもあります。地域住民からも現方式のような利用の仕方と施設管理の在り方は、今の時代にマッチしないのではないかと、変更を願う意見も多く寄せられています。

地域のコミュニティセンターは、災害発生時には防災避難所としての役割を果たす重要な場所です。現在のテニスコートは、全面ネットフェンスで囲まれているため、災害時のいざという時に対応が後手になる可能性が大変高いと思われます。また、テニスコートは近隣でも栃木県総合運動公園に 16 面、屋板運動場に 15 面など数多く存在し、陽光地域コミュニティセンターにテニスコートを確保する意味も少ないと思われます。

そこで、テニスコートの用途を変更し、地域住民がいつでも使用できる多目的スポーツ・レクリエーション広場とし、災害時には防災拠点としての避難場所、駐車場に活用できる施設とするよう要望します。換言すれば「誰一人として取り残さない」社会の実現、「多様性」に応える施設に転換することを推進していきたいと、地域の要望をテニスクラブに伝え理解を得られるよう努めるとともに、請願書にまとめ提出したく考えていますので後押しをお願いしたい。

この議題は、平成 25 年度、平成 29 年度の市長との懇談会においても提案させていただきましたが、地域住民としては切に願う案件であり再度提案させていただきます。

回答	所管課：みんなでまちづくり課
----	----------------

陽光地区の皆様には、日頃から、防災活動や兵庫川の河川愛護活動など、防災意識の醸成や地域資源を活かした魅力づくりに取り組んでいただいていることは、大変素晴らしいことであり、感謝するとともに、ひいては、本市の魅力

向上につながるものと考えております。

陽光地域コミュニティセンターは、地域の皆様の活動拠点であり、災害時には自主避難場所としても活用されることから、利便性の向上及びバリアフリーの推進を図るため、令和2年度に、エレベーター設置工事を行うとともに、駐車場を10台分増設したところであります。

また、センター併設のテニスコートにつきましては、昭和62年に地域からの要望を受けて整備したという記録があり、現在も一定の利用がありますことから、地域の要望をテニスクラブに伝え、テニスコート利用者に御理解いただいた上で、別の用途への変更を希望される場合は、本市としても検討してまいりますので、南市民活動センターに御相談いただきたいと思います。

■地域代表意見2

テーマ	陽光小学校に南門を設けることにより震災や防災に対する陽光コミュニティセンターの有効活用ができる（避難所開設で知る陽光小学校緊急連絡通路）
------------	---

令和元年の台風19号により陽光地区でも避難勧告を受けました。陽光小学校に避難所が開設され、避難された方のために、断熱シートや毛布、非常食を支給し、お湯を沸かして食べられるようにしました。車椅子の方のために、段差スロープを玄関とトイレ入り口に設置しました。更に、防災倉庫から資機材を一部搬入いたしました。

今年は防災に関する備品を充実させるために、防災倉庫を陽光地域コミュニティセンター敷地内に設置いたしました。緊急を要する事態に対処するために、防災倉庫と小学校体育館を結ぶラインを最短にすべきです。現在は最短で行き来が出来る状態になっておらず、緊急時の迅速な行動を取るのに大いに不便です。

小学校体育館と陽光地域コミュニティセンターを通行しやすくするために、小学校南側と地域コミュニティセンターを結ぶところに門を設置することで、非常時に素早く行動を取ることができます。

陽光小学校の校庭が、雨水貯留槽施設の機能を持たせ、校庭南側及び西側に排水溝を設けているので門は設置できないと平成29年度に回答がありました。

しかし、この雨水貯留槽施設の機能を維持し、排水溝をいじらずに、その外側に階段を設けることにより、門の設置が可能になります。他の小学校に段差のある南門ができているのを見てきました。このような状態で門が設置されれば、必ず役に立つことと思われまます。

以上のように南門が重要であり、設置を切にお願いいたします。

回答	所管課：学校管理課，危機管理課，河川課
-----------	----------------------------

日頃から、陽光地区の皆様には、災害発生に備えた備蓄品の拡充など、防災対策への取組を強化していただき、感謝申し上げます。

陽光小学校校庭は、南東角に集水柵を有する雨水貯留施設であり、台風やゲリラ豪雨など、想定を超える豪雨による水害の備えとしても、非常に大きな役割を担っております。

このような中、南門と階段を設置することにつきましては、貯留水を抑える役割の擁壁やフェンスを一部撤去する必要があり、その結果として、貯留機能の低下が見込まれるとともに、校庭が北西側から南東側に傾斜しておりますことから、雨水や砂の流出につながる恐れがあります。

今回御提案いただいた「雨水貯留施設の機能を維持したまま、排水溝をいじらず、その外側に階段と門を設置すること」につきましては、改めて現地確認を行い設置の可能性について調査しましたところ、校庭南端に設置されている排水溝と学校外周の擁壁との間は約2メートル幅しかなく、南側道路と校庭との段差が約80センチあり、さらには、上部に防球ネットが設置されておりますことから、この限られた空間の中で貯留水を抑えながら階段と門を設置することは、物理的に困難であることを改めて御理解いただきたいと思います。

また、台風などの災害時におきましては、先ほど申し上げましたとおり、校庭は雨水貯留施設としての役割もあり、雨水で通行が困難となる可能性がありますことから、円滑な物資運搬には適していないため、舗装路を通行し、皆様の安全確保をお願いしたいと考えております。

今後も、災害対策などに尽力してまいりますので、引き続き、皆様の御協力をお願いいたします。

■自由討議

意見 1 「地域で支え合うまちづくりのための拠点整備について」

陽光地区では、平成29年に陽光地区地域ビジョンを策定し、「高齢者が生きがいを持って、はつらつと暮らせるまちづくり」を大きな目標の一つに掲げ、「向こう三軒両隣」をスローガンに福祉関係機関・団体と自治会・地域住民がともに手を携え、目標実現に向け積極的に取り組んでおります。

高齢者への「生活支援」と並んで特に重要なのが、高齢者自身の積極的な「地域交流活動」を促進し、支援することです。高齢者が主体となって活動できる場所、あるいは居場所(サロン)として活用できる施設の新たな整備をお願いします。

現在、地区における活動の拠点は、陽光地域コミュニティセンターですが、地形的に南北に長い当地区の南西端に位置しており、地区北東部(江曾島4・5丁目、今宮1丁目の3自治会で75歳以上の人口は434人)に住む高齢者にとって、利用可能な公共交通機関は無く、徒歩、自転車での往復は距離・地形的(勾配)にも厳しく、同方面からの利用者が大変少ないのが現状です。

高齢者の居場所づくりとして市社協が推奨している「ふれあいいいききサロン」が、

宇都宮市内に 315 か所の開設がありますが、多くの高齢者の交流の場として定着しています。これらのサロンが行われている場所の多くが自治会の集会場です。当地区では陽光コミュニティセンター1 か所で開設していますが、近隣に住む高齢者のみの利用に限られています。

また、ひとり暮らし高齢者ふれあい会食会も、地区北西部に居住する高齢者は、声をかけても地勢を理由に参加を断念せざるを得ない状況にあります。

隣接する緑が丘地区には南市民活動センター・南生涯学習センターがありますが、地域の居場所や交流の場については、地域内に確保したいとの思いがあることから、どうしても陽光コミュニティセンター1 か所で開設している状況であり、結局近くの高齢者だけが福祉の恩恵を受けているという憂慮すべき事態にあります。

このことから、陽光地区の北東部に位置する江曾島4・5丁目及び今宮1丁目自治会が管理、共用できる住民の活動拠点(サブコミセン、集会所、自治会会館等)1 か所の新たな整備が必要であることを提言いたします。

回 答	所管課：高齢福祉課，みんなでまちづくり課
------------	-----------------------------

陽光地区におきましては、日頃から、陽光地区社会福祉協議会を中心とした各種福祉活動や第2層協議体「陽光地区ささえあい会議」の運営など、支え合いのある地域づくりに御尽力いただきしており、大変心強く感じております。

高齢者が生きがいを持ちながら住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくためには、地域におけるつながりづくりや地域住民間の交流が重要であると認識しております。

このような中、「共用できる住民の活動拠点」につきましては、地域のまちづくりの拠点施設を確保するため、市内39地区ごとに、地域コミュニティセンターや地区市民センターを1施設整備することとしていることから、陽光地区への新たな整備は難しいと考えておりますが、南市民活動センターにつきましては、陽光地区の北西部の近隣に位置し、どなたでもご利用いただける施設ありますことから、「ふれあいいきいきサロン」等での利用も可能でありますので、御検討いただきたいと思います。

なお、自治会による自主的な活動拠点の整備に当たりましては、地域まちづくりの活性化に向けた支援といたしまして、建設費や家賃等への補助制度や、建物や用地の取得を対象とする低利の融資制度などを設けておりますことから、当制度の活用を御検討いただき、活用に当たりましては、まずは、地域に身近な南市民活動センターに御相談いただきたいと思います。

また、高齢者の生活支援や見守り活動などの地域の支え合いについて検討いただく第2層協議体におきましては、高齢者の交流や活動が行える居場所づくりに取り組んでいる地域もあり、空き家などを活用した居場所づくりに向けて検討を行っている事例もあります。

陽光地区におきましても、高齢者を支える取組について、第2層協議体を中心に議論いただいていることから、引き続き、市職員が第2層協議体に参加さ

せていただき、他地区の取組事例について情報提供を行いながら、陽光地区の高齢者の交流の場や居場所づくりの充実に向けて支援させていただきます

意見 2	野良猫、野良犬の対策について
-------------	-----------------------

犬や猫、小鳥や爬虫類、昆虫などペットとして買われている生き物はいろいろありますが、そのすべては大事な家族の一員です。それぞれに十分な愛情を注ぎ飼われていることと思います。時代は移り変わり、我々が普段住んでいるところで、いわゆる野良犬や野良猫などは随分少なくなった気がします。

しかし、野良猫だけはいまだに付近を徘徊する姿をよく見かけます。

ペットが逃げ出してしまった場合もあるかと思いますが、いずれにしてもそのうちそれが野良猫化する場合があります。中には誰かがペットみたいに扱って、餌付けしてしまう事例もあるそうです。近隣住民からは、庭や敷地内の所に排泄してしまう被害が起きて困っている苦情が多く寄せられています。

むやみに近づいて引っかけられるなどされた場合、もしかしたら何かの感染症にかかってしまうことにでもなったら大変な事態になることも予想されます。

近くに県の動物愛護センターがありますが、犬は保護するが猫は保護しないと聞きましたがどうなっているのでしょうか。市は保護しないのでしょうか。

動物愛護の観点から、野良猫に危害を加えるわけにもいかず、日々猫の徘徊に悩まされている住民の気持ちを汲み取り、何らかの対応のご検討をお願いいたします。

回答	所管課：生活衛生課
-----------	------------------

犬や猫の管理のうち、犬につきましては、狂犬病の発生予防のため、法令で、飼い主がくさりでつなぐなど逃げないように飼育しなければならないとされ、徘徊している場合は、市で保護することとなっております。

猫につきましては、飼い猫と野良猫の区別がつきにくく、徘徊している場合、市で保護することは難しいところではありますが、飼い主には人に迷惑をかけないように飼う努力義務があり、野良猫とみられる猫にも、飼い主や餌を与えている方が存在する場合がありますことから、市におきましては「適正飼育に関するガイドライン」に基づき、飼い主がすぐわかるための迷子札や首輪の装着、病気の感染や交通事故を防ぐための室内飼育、望まない繁殖を防ぐための不妊去勢手術など、猫の飼育に関する指導を行うとともに、不妊手術を実施した方には、その費用の一部を助成しているところでもあります。

また、飼い主の病気や死亡などやむを得ない理由がある場合や、多頭飼育により近隣の生活環境に支障を来している場合などにおきましては、市が引取り、保護するほか、事故などで親猫が不在となった乳のみ子猫につきましては、「ミルクボランティア制度」により、ボランティアの協力を得て乳離れするまで育

成することにより，適正に飼育できる方への譲渡につなげております。

今後とも，猫に関する適正飼育の徹底に係る周知啓発や施策の推進に取り組んでまいりますので，引き続き御理解・御協力をお願いいたします。

なお，飼い主等が明らかな猫が，他人の庭で排泄するなど，近隣の生活環境に影響を及ぼしている場合は，飼い主等に対し，直接，適切な飼育をお願いしておりますことから，生活衛生課に御相談いただきたいと思っております。